

経常 JV

平成 19・20 年度 鴻巣市建設工事請負等入札参加資格審査 申請の手引き

< 経常建設共同企業体用 >

※ 別冊の様式集・記入例と併せて御利用ください。

1 資格審査対象者

平成 19・20 年度において、鴻巣市が締結する建設工事の請負契約の競争入札（一般競争入札を含む）に経常建設共同企業体として入札参加を希望する者

2 受付期間

平成 19 年 5 月 21 日（月）～平成 19 年 5 月 31 日（木）

3 受付場所

鴻巣市総務部財務課契約担当（市役所本庁舎市民課側階段 2 階正面）

4 申請受付について

申請受付については、**書面審査**とします。

お問い合わせ先

埼玉県鴻巣市総務部財務課契約担当
〒365-8601 埼玉県鴻巣市中央1-1
電話 048-541-9255（直通）
FAX 048-541-9256
ホームページ <http://www.city.kounosu.saitama.jp/index.html>

IV 添付書類について

1 添付書類一覧	14
2 添付書類について	
(1) 「1 経常建設共同企業体協定書(写し)〈様式第14号〉」について	16
(2) 「2 経常建設共同企業体協定書第8条に基づく 協定書〈様式第15号〉」について	16
(3) 「3 委任状(経常建設共同企業体)〈JV-別紙2〉」について	16
(4) 「4 各構成員の経営事項審査の総合評定値通知書の写し」について	16
(5) 「6 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し」について	16
(6) 「7 法人事業税又は個人事業税の納税証明書の写し」について	16
(7) 「8 ISO認証取得登録証の写し」について	17
(8) 「11 各構成員の元請工事実績表〈様式第12号〉」について	17
(9) 「13 受注希望工事に関する添付書類」について	17
(10) 「14 資格情報の写し(建設工事関係)」について	18
(11) 「18 申請地方公共団体報告書〈別紙3〉」について	19
3 入札参加資格審査の申請書類のまとめ方	20

V 申請後の注意事項

1 インターネット環境の整備について	21
2 ユーザID及びパスワードについて	21
3 申請された情報の登録について	22
4 参加資格の抹消について	22
5 名簿閲覧について	22
6 登録された情報の変更について	23

埼玉県電子入札共同システム参加自治体一覧

..... 24

別表

- 〈別表 1〉 大臣・都道府県知事コード
- 〈別表 2〉 「建設工事」業種コード

◎ 申請にあたっての留意事項

1 埼玉県電子入札共同システム

(1) 埼玉県電子入札共同システムについて

埼玉県電子入札共同システムとは、県と県内市町村で公共工事入札の透明性・客観性・競争性を向上し、併せて入札参加資格審査申請の利便性の向上を図るために構築したシステムです。

建設工事等の入札は、今後、工事規模等に応じ、順次インターネットを利用して実施されることとなります。(以下、「電子入札」という。)

今回、書面により申請された方の各情報については、「埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)」に登録し、管理します。

(2) システムに参加している自治体

平成19年4月現在、システムに参加している自治体は31自治体(下記表のとおり)です。(以下、「システム参加自治体」という。)

なお、システム参加自治体のうち、今回、経常JVの受付を実施している自治体は、下記の表のとおりです。

埼玉県	さいたま市	川越市	熊谷市	川口市
行田市	所沢市	東松山市	春日部市	狭山市
鴻巣市	草加市	越谷市	蕨市	戸田市
鳩ヶ谷市	朝霞市	和光市	久喜市	八潮市
富士見市	蓮田市	坂戸市	幸手市	日高市
吉川市	騎西町	宮代町	* 鷲宮町	杉戸町
松伏町	※ =で消されている自治体は受付を実施しない自治体です。			

(※ 鷲宮町については、未決定ですので、直接確認してください。)

鴻巣市以外のシステム参加自治体に申請したい場合は、県または、それぞれの自治体に、**別途、申請書の提出が必要です。**

申請する自治体によっては、申請方法や提出する書類が異なりますので、詳細については、申請したい各自治体へお問い合わせください。

システムへ参加している各自治体への問い合わせ先 → 24~25ページ

なお、システム参加自治体以外の自治体についても同様に、それぞれの自治体へお問い合わせください。

2 物品等の申請について

物品等（物品の販売、買受け、印刷、電算業務、催物、映画、広告その他の業務、建築物管理業務）については、この申請ではできません。

3 申請後の変更について

申請受理された後には、内容を変更できませんので、間違えのないように記入してください。

もし、申請受理された以降に情報の変更等があったときには、入札参加資格者名簿が有効（平成19年7月1日）となった後に、システムから変更申請を行ってください。

変更申請の詳細については、「変更届（「電子申請」の手引き）」をご覧ください。

4 参加資格の抹消について

経常JVとして入札参加資格者名簿に登載された後に、構成員が次に掲げる事項に該当することになった場合は、参加資格を抹消することになります。

（1）経常JVの全抹消

- ① 構成員が、資格者名簿から抹消されたとき
- ② 構成員が、県外業者となったとき

（2）経常JVの当該業種についての抹消

- ① 当該業種について、構成員が抹消されたとき
- ② 当該業種について、抹消を申し出たとき
- ③ 当該業種について、構成員の級別格付が同級又は一級差でなくなったとき

I 申請案内

1 資格審査申請対象者

平成19・20年度において、鴻巣市が締結する建設工事の請負契約の競争入札（一般競争入札を含む。）に経常JVとして入札資格の参加を希望する方が対象です。

（※ 単体業者としての受付ではありませんので、御注意ください。）

2 申請要件

(1) 経常JVの構成員の数 : 2社又は3社

(2) 各構成員の出資比率 : 2社の場合30%以上、3社の場合20%以上

(3) すべての構成員の要件

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- ② 第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第2項の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者。
- ③ 極めて悪質な談合・独占禁止法違反行為等により、鴻巣市競争入札参加資格を抹消され、2年間経過していない者。
- ④ 県内業者（埼玉県内に建設業法に規定する主たる営業所を有する者）であること。
- ⑤ 中小企業基本法第2条の要件を満たす中小企業（資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人）であること。
- ⑥ 中小企業等協同組合でないこと。

(4) 資格審査を申請する業種における、全ての構成員の要件

- ① 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- ② 鴻巣市の平成19・20年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下、「平成19・20年度資格者名簿」という。）に登載されていること。
- ③ 鴻巣市の平成19・20年度資格者名簿の格付が同級又は1級差であること。
- ④ 元請としての一定の実績を有すること。
- ⑤ 同一の業種について、他の経常JVの構成員となっていないこと。

(5) 経常JVとしての格付が、構成員各々の格付より上位となること。

※ 重要

経常JVの格付の元となる経営事項審査結果通知書(総合評定値通知書)については、各構成員が平成19・20年度鴻巣市の入札参加資格審査において提出した経営事項審査結果通知書を元に算定します。

3 申請受付

(1) 申請方法

書面申請となります。

※ 重要

平成17・18年度に経常JVとして登録のある方が、同じ構成員、同じ出資比率で申請を希望される場合は平成17・18年度からの更新申請の扱いになりますが、前記2(5)のとおり各構成員の格付を上回るなどの条件をつけていることから、システムを使用せず、書面にて申請を受け付けます。

(2) 申請受付日時

平成19年5月21日(月) から 平成19年5月31日(木) の期間に契約担当に持参してください。

受付時、審査にお時間がかかることがあります。

(3) 受付場所

〒365-8601

埼玉県鴻巣市中央1-1 (市役所本庁舎2階市民課側階段正面)

鴻巣市役所総務部財務課契約担当

電話 048-541-9255 (直通)

FAX 048-541-9256

(JR高崎線 鴻巣駅から徒歩約15分) **持参のみの受付となります。**

【交通手段】

- ・ JR高崎線 鴻巣駅から徒歩約15分
- ・ 鴻巣駅から免許センター行のバスで「市役所」下車もご利用できます。

※ 右記会場は鴻巣市への申請者に対する受付会場ですので、鴻巣市以外の自治体へ申請を希望される場合は、各自治体へお問い合わせください。



(4) その他

ア 申請書類等を持参の上、資格審査を受けてください。

イ 必要書類の添付漏れ、記入漏れ、記入間違い等がある場合は、内容を補正の上、受付日時の翌々日(土・日を除く)までに再度申請していただきます。

4 審査結果等

- (1) 資格の有効期間 : 平成19年7月1日 ~ 平成21年6月30日 の2年間
- (2) 審査結果 : 埼玉県電子入札共同システムにて公開いたします (一般公開)

5 注意事項

鴻巣市以外のシステム参加自治体に申請したい場合は、それぞれの自治体に、**別途、申請書の提出が必要です。**

申請する自治体によっては、申請方法や提出する書類が異なりますので、詳細については、申請したい各自治体へお問い合わせください。

システムへ参加している各自治体への問い合わせ先 → 24~25ページ

6 申請書類

申請書類の様式は、鴻巣市役所総務部財務課契約担当 のホームページに掲載していますのでホームページからダウンロードして使用してください。

○ 問い合わせ先

〒365-8601

埼玉県鴻巣市中央1-1 (市役所本庁舎2階市民課側階段正面)

鴻巣市役所総務部財務課契約担当

電話 048-541-9255 (直通)

FAX 048-541-9256

(JR高崎線 鴻巣駅から徒歩約15分)

ホームページ <http://www.city.kounosu.saitama.jp/index.html>

Ⅱ 申請書の提出について

1 申請書一覧

申請書名	様式 No.	説明
経常JVの申請		
1 経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書	様式第5号	7ページ
基本事項の申請		
2 競争入札参加資格審査申請書（基本共通情報）	様式第1号	7
3 競争入札参加資格審査申請書（基本個別情報）	様式第2号	9
建設工事の申請		
4 建設工事請負共通情報	JV-別紙1	10
5 建設工事請負個別情報	様式第4号	11
6 経常建設共同企業体資格審査数値表	様式第13号	13

2 提出部数 **各1部** 提出してください。

3 申請書の押印 代表者印を**押印**してください。

Ⅲ 申請書の作成について

- この手引に特にことわりのない項目の記載については、記入例に従ってください。
- 黒のペン又はボールペンで記入し、書き間違えた場合は、修正液等を使って修正してください。（訂正印は必要ありません）

1 「1 経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書〈様式第5号〉」について

- ① 日付は、申請する日付を記入してください。
- ② 申請者は、各構成員の代表者とし、代理人を置くことはできません。また、必ず代表者印を押印してください。
- ③ 経常JVとして申請できる業種は、建設工事の5業種までです。

2 「2 競争入札参加資格審査申請書(基本共通情報)〈様式第1号〉」について

(1) 「行政庁記入欄」欄について

記入しないでください。

(2) 日付は、申請する日付を記入してください。

(3) 「商号等」欄について

- ① 「法人又は個人の区分」欄は、“**1 法人**”を“**○**”で囲んでください。
- ② 「業者区分」欄は、“**2 経常JV業者**”を“**○**”で囲んでください。
- ③ 「商号又は名称(カナ)」欄及び「フリガナ」欄は、“**カタカナ**”で記入してください。その際、濁音「゛」、半濁音「゜」は、一文字としては扱いません。

(例:

コ	バ	ヤ	シ
---	---	---	---

)

なお、「・」は省いてください。

- ④ 「商号又は名称」欄は、経常JVの名称を記入してください。
- ⑤ 「代表者役職名」欄及び「代表者氏名」欄は、代表構成員の代表者の情報を記入してください。代表構成員が法人の場合は、その代表者役職名及び代表者名を記入し、個人にあつては、“**代表者**”及び氏名を記入してください。

(4) 「申請事業所情報」欄について

「申請事業所情報」欄については、代表構成員の単体での情報を記入してください。

- ① 「事業所名」欄については、代表構成員の商号又は名称を記入してください。
- ② 「市町村名」欄については、代表構成員の所在地(市名又は郡町村名)を記入してください。
- ③ 「字等」欄の、所在地の「丁目」、「番」、「号」、「番地」については、“**-(ハイフン)**”を用いて記入してください。

(例:

高	砂	3	-	1	5	-	1		
---	---	---	---	---	---	---	---	--	--

)

- ④ 「申請事業所の代表者役職名」欄については、**代表構成員の単体での情報**を記入し、法人にあっては商業登記簿謄本どおりの役職名を記入し、個人にあっては、**“代表者”**と記入してください。
- ⑤ 「電子メールアドレス」は、電子入札で使用する電子メールアドレスを記入してください。（電子証明書を購入されていない方は、空欄のままにしてください。）

(5) 「本店又は主たる営業所の所在地」欄について

この欄は、代表構成員の本店の情報を記入してください。

(6) 「個人の場合のみ」欄について

この欄は、“**0 無し**”を“**○**”で囲んでください。

(7) 「申請事務担当者」欄について

- ① この申請書又は添付書類を作成した方、その他この申請の内容に係る質問等に応答できる方で、構成員に所属する方から選んで記入してください。
- ② 行政書士が申請代理人である場合は、委任状（様式任意）を添付の上、「行政書士氏名」欄に氏名を、「電話番号（下段）」欄に、行政書士の電話番号を記入してください。

(8) 「障害者雇用状況」欄について

- ① 申請日現在で、全ての構成員が次の要件を満たしている場合に対象とします。

要件…「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく、「障害者雇用状況報告書」の提出義務のある事業者で、法定雇用障害者数以上の雇用の事業者、若しくは提出義務はないが、実際に障害者を雇用している事業者が対象です。

- ② 上記①の要件を満たす場合、次のとおり記入してください。

ア 「雇用人数」欄については、全ての構成員の障害者雇用人数の合計を記入してください。

イ 「法定雇用義務の有無」欄については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により障害者の雇用に関する状況を報告する義務を、代表構成員が有している場合は“**1 あり**”を、そうでない場合は“**0 なし**”を“**○**”で囲んでください。

ウ 「法定雇用率達成状況」欄は、“**1 達成**”を“**○**”で囲んでください。

- ③ 上記①の要件を満たさない場合、次のとおり記入してください。

ア 「雇用人数」欄については、全ての構成員の障害者雇用人数の合計を記入してください。

イ 「法定雇用義務の有無」欄については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により障害者の雇用に関する状況を報告する義務を、代表構成員が有している場合は“**1 あり**”を、そうでない場合は“**0 なし**”を“**○**”で囲んでください。

ウ 「法定雇用率達成状況」欄は、“**0 未達成**”を“**○**”で囲んでください。

(9) 「ISO9000/ISO14000シリーズ」欄について

- ① 申請日現在で、出資比率の最大の者、若しくは出資比率が同率の場合にはどちらか一方の者が認証取得している場合に対象とします。
- ② 上記①を満たす場合は、認証取得している情報を記入してください。

(10) 「実績・職員数情報」欄について

「資本金」欄及び「営業年数」欄については、“**0**”を記入してください。

また、「自己資本金」欄については、様式第13号で算出した「自己資本額」の「特例計算後数値」欄の数字を記入してください。

3 「3 競争入札参加資格審査申請書(基本個別情報)〈様式第2号〉」について

(1) 「本社情報」欄及び「事業所情報」欄について

記入しないでください。

(2) 「法人税・申告所得税および消費税・地方消費税の納付状況」欄について

- ① 申請日現在での納付状況について、該当する項目を“○”で囲んでください。
- ② 構成員のいずれかが未納の場合は、申請は受けませんので、御注意ください。
- ③ 対象税目：法人税・申告所得税および消費税・地方消費税
また、市内で事業所を営んでいる方は、法人市民税・申告所得税も含む
- ④ 全税目の納税証明書を提出してください。(提出書類等、詳細はP16～P17参照)

(3) 「主要取引金融機関」欄について

経常建設共同企業体協定書(様式第14号)に記載されている金融機関名及び支店名を記入してください。

(4) 「予備欄1」欄について

代表構成員について、商業登記簿謄本に登録されている本店所在地(個人事業者の場合は、住民登録上の住所)と、主たる営業所の所在地が異なる場合のみ、商業登記簿謄本に登録されている所在地を記入してください。

(5) その他の「予備欄」欄について

「予備欄2～10」については、特に指示がない場合は記入しないでください。

※ 重要

予備欄については、システム参加自治体ごとに、記入する内容が異なりますので、よく確認の上、システム参加自治体へ申請書を提出してください。

4 「4 建設工事請負共通情報<JV別紙1>」について

※ この様式には、全構成員の建設業許可関係の情報等を記入してください。

(1) 建設工事請負共通情報について

- ① 「許可番号」欄については、記入しないでください。
- ② 「監理技術者数」欄には、全ての構成員の、直接的かつ恒常的な雇用にある者で（財）建設業技術者センターから”監理技術者資格者証”の交付を受けた方の合計人数を記入してください。
(※ 各構成員が平成19・20年度資格者名簿の登載申請の際に提出した監理技術者の人数の合計です。)
- ③ 「建設業労働災害防止協会加入の有無」欄については、各構成員単体としての申請日現在で、全ての構成員が加入している場合に対象となります。
全ての構成員が加入している場合は”**1 有**”を、加入していない場合は”**0 無**”を“**○**”で囲んでください。

(2) 経常JV構成員名簿

各構成員の建設業許可の内容を記入してください。

その際、各構成員とも「経審を受けている業種」欄については、各構成員が単体でH19・20年度の入札参加資格申請をしたときに提出した経営事項審査の結果通知を元に、経営事項審査を受審している業種の欄に“**○**”を記入してください。

5 「5 建設工事請負個別情報<様式第4号>」について

(1) 「業種名」欄について

この欄は、経常JVとして今回申請する業種（**5業種以内**）を記入してください。

※ 重要

○ 一度申請した業種を変更することはできませんので、御注意ください。

(2) 「工事名」欄について

この欄は、別表2の「**受注希望工事分類**」欄を参考に、受注希望する工事分類名を記入してください。

(3) 「実績高割合」欄について

- ① 平成19・20年度鴻巣市の入札参加資格審査において提出した各構成員の経営事項審査結果通知書を元に、申請希望する業種の完工高を合計し、工事分類名の工事で振り分けた割合を記入してください。
- ② 申請する業種ごとの実績高割合の合計は“**100%**”になりますので、希望する工事分類に該当しない工事の売上げについては、**希望しない工事**の実績高割合に記入してください。（業務分類ベースで詳細な実績がわからない場合は、実績を概算により按分して、合計が“**100%**”となるように記入してください。）
ただし、業種としての売上げ実績がない場合は、“**0%**”を記入してください。
- ③ なお、工事分類名の工事の実績高割合が“**0%**”でも申請希望は可能です。
- ④ 工事の種類を特定できない場合には、工事内容により、主な工事に計上するか、又は工事高を按分してそれぞれの工事に計上してください。

※ 重要

○ 一度申請した工事の実績高割合を変更することはできません。

- (4) 申請を希望する業種のうち、次に掲げる工事の受注を希望するときは、構成員いずれかの施工実績が必要ですので、**契約書、工事仕様書、竣工時に登録した工事カルテ等、施工実績を証明できる書類**を提出してください。

※ 重要

- 施工実績が証明できない場合は、下記の工事については希望できません。
- 実績については、業者単独又は共同企業体として、かつ元請けとして請け負った工事の実績を指します。
- 平成19・20年度鴻巣市建設工事等競争入札参加資格申請において、いずれかの構成員が単体での申請で認められた受注希望工事については、書類の提出は必要ありません。）

業種	工 事 名
土木工事業	コンクリート構造物工事
	大口径管工事
	地すべり防止対策工事
	管渠推進工事
	トンネル工事
	ニューマチックケーソン工事

業種	工 事 名
土木工事業	シールド工事
	PC橋梁工事
	ダム工事
建築工事業	コンクリートプレハブ工事
とび・土工	場所打ちくい工事
電気工事業	上下水道施設電気設備工事

(5) 次の表の工事の受注を希望するときは、「資格情報」欄に、次の表の右欄に記載した資格情報及び登録機関名を記入してください。

なお、資格取得者が複数いる場合は、1人分（主な方）の情報を記入し、その**資格情報(届出書等)**の写しを提出してください。

※ 重 要

○ 資格情報等の記入及び書類の提出がない場合、申請はできません。

業種	工事分類名	資 格 情 報	登録機関名
電気工事業	総合電気設備工事	電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく電気工事業開始届の「届出受理通知書」の届出番号	都道府県知事 各経済産業局長 経済産業大臣
	発電変電設備工事		
	電気設備工事		
	信号設備工事		
管工事業	浄化槽工事	埼玉県知事に提出した「特例浄化槽工事業者届出」書の届出番号	埼玉県知事
電気通信工事業	有線電気通信工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証（アナログ第1種、アナログ第2種または総合種）」の資格者証番号	総務大臣
	データ通信設備工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証（デジタル第1種、デジタル第2種または総合種）」の資格者証番号	
消防施設工事業	水消火設備工事	消防法に基づく甲種第1類消防設備士の免状の交付番号	都道府県知事
	泡消火設備工事	消防法に基づく甲種第2類消防設備士の免状の交付番号	
	不燃性ガス消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状の交付番号	
	粉末消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状の交付番号	
	火災報知設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状の交付番号	

避難設備工事	消防法に基づく甲種第5類消防設備士の免状の交付番号
排煙設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状の交付番号

※ 電気工事業開始届の「届出受理通知書」についての問い合わせ先

- ・ 営業の範囲が県内
埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当 電話048-830-2978
- ・ 営業の範囲が都道府県をまたがり、かつ経済産業局の局内
経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課 電話048-600-0385
- ・ 営業の範囲が都道府県をまたがり、かつ経済産業局の管轄をまたぐ場合
経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課 電話03-3501-1511 (代表)

6 「6 経常建設共同企業体資格審査数値計算表<様式第13号>」について

○ 各構成員が、単体で平成19・20年度鴻巣市建設工事等競争入札参加資格審査申請の時に提出したものと同一の経営事項審査結果通知書(総合評定値通知書)から数値を転記し、合計値を記入してください。

(1) 業者番号について

次のとおり記入してください。

(例 :

1	1	-	1	-	1	2	3	4	5	6
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

)

“11”を記入してください。

{	大臣許可	：“ 1 ”	を記入してください。
	知事許可	：“ 2 ”	

(2) 「年間平均完成工事高」欄、「自己資本額」欄、「建設業従事職員数」欄のそれぞれ「特例適用後数値」欄については、合計した数値を記入してください。

(3) 「経営状況評点」欄、「社会性評点」欄のそれぞれ「特例適用後数値」欄については、少数点第1位を四捨五入した平均値を記入してください。

(4) 「建設工事の種類別年間平均完成工事高」欄には、経常JVとして申請する業種を記入し、「数値特例」欄については、合計した数値を記入してください。

(5) 「建設工事の種類別技術者数」欄の「数値特例」欄については、記入した技術者の合計した数値を記入してください。

IV 添付書類について

1 添付書類一覧

提出部数は、各1部 のみです。

	書 類 名	摘 要
1	経常建設共同企業体協定書 (写し) (様式第14号)	(詳細はP16 参照)
2	経常建設共同企業体協定書第8条に 基づく協定書 (様式第15号)	原本を提出してください。 (詳細はP16 参照)
3	委任状 (様式第10号)	(詳細はP16 参照)
4	各構成員の経営事項審査結果通知書 (総合評定値通知書) の写し	<全ての構成員が対象> 各構成員が平成19・20年度の鴻巣市建設工事等競争 入札参加資格審査において提出した経営事項審査結果通知 書で、 全構成員分提出 (詳細はP16 参照)
5	各構成員の競争入札資格審査結果通 知書の写し	<全ての構成員が対象> 各構成員が「競争入札参加資格審査受付システム」から 平成19・20年度の鴻巣市の入札参加資格結果通知書 全構成員分提出
6	法人税・申告所得税及び消費税・地方 消費税の納税証明書 その3の3・その3の2 (写し可)	<全ての構成員が対象> 税務署が発行したもので、申請日前3か月以内のもの (詳細はP16 参照)
7	法人市民税又は市民税の納税証明書 (写し可)	<鴻巣市に所在のある構成員が対象> 市役所が発行したもので、申請日前3か月以内の証明の もの (詳細はP16 参照)
8	ISO 認証取得登録証の写し (ISO9001、9002、14001)	出資比率の最大の者若しくは同率の場合はどちらか一方 の者が認証取得している場合のみ 提出 (詳細はP17 参照)
9	障害者雇用に関する書類 障害者雇用状況報告書の写し 障害者雇用の証明書 (別紙 6)	<全ての構成員が該当する場合> ・報告義務のある事業者は、所轄の公共職業安定所に提出 した直近のもの。 ・報告義務はないが、障害者を1人以上雇用している事業 者は 別紙6を提出
10	代理申請する場合の委任状	行政書士が代理して申請を行う場合
11	各構成員の主な元請工事实績表 (様式第12号)	希望する業種ごとに、様式とその工事の実績が確認できる 書類を提出 (詳細はP17 参照)
12	建設業労働災害防止協会加入証明書 (写し可)	<全ての構成員が加入している場合> 全ての構成員分を提出

	書 類 名	摘 要
13	受注希望工事に関する添付書類 契約書の写し ----- 工事仕様書の写し ----- 竣工時工事登録カルテ登録書	(詳細はP 17 参照)
14	資格情報の写し	P 12 で記載した方のもの (詳細はP18 参照)
15	申請地方公共団体報告書 (別紙 3)	必ず提出してください。 (詳細はP 19 参照)

2 添付書類について

(1) 「1 経常建設共同企業体協定書(写し)〈様式第14号〉」について

- ① 第3条：代表構成員の本店又は主たる営業所の所在地を記入してください。
- ② 第4条：経常JVは、平成19年7月1日から2年（資格有効期間）の間は存在することが必要です。
- ③ 第6条：代表構成員の名称は、法人の場合は法人名を記入し、“代表取締役”などの役職は記入しないでください。
- ④ 協定は、各構成員の代表者名で行い、必ず代表者印を押印してください。
(代理人での記名捺印は不可とします。)

(2) 「2 経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書〈様式第15号〉」について

- ① 協定は、各構成員の代表者名で行い、必ず代表者印を押印してください。**(代理人での記名捺印は不可とします。)**
- ② 各構成員の比率は下記のとおりとします。
2社での経常JVとする場合：**30%以上**
3社での経常JVとする場合：**20%以上**

(3) 「3 委任状(経常建設共同企業体)〈JV-別紙2〉」について

- ① 申請業種について、構成員単体で県との間に代理人を既に設置している場合には、経常JVにおいても、**構成員単体の場合と同一人**を受任者としてください。
- ② その場合は、**各構成員ごとに1枚**提出してください。

(4) 「4 各構成員の経営事項審査結果通知書(総合評定値通知書)の写し」について

- ① 各構成員が平成19・20年度鴻巣市の入札参加資格審査において提出したもの
- ② 全ての構成員分を提出してください。

(5) 「6 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し」について

- ① 全ての構成員が対象です。
- ② 申告先の税務署が発行する申請日前3か月以内の納税証明書様式、法人の方は「その3の3」、個人の方は「その3の2」を提出してください。
- ③ **免税事業者**の場合であっても、納税証明書を**必ず提出**してください。
- ④ 消費税又は納税証明書については、申告先の税務署へ問い合わせてください。

※ 重要

- ・ **構成員のいずれかが未納の場合、申請は受理しません。**

(6) 「7 法人市民税又は市民税の納税証明書の写し」について

- ① 法人の場合
 - ア **鴻巣市に所在のある構成員**が対象です。
 - イ 対象税目：法人市民税
 - ウ 市役所が申請日前3か月以内に発行した直近1事業年度分の法人市民税の納税証明書の写しを

提出してください。

② 個人の場合

ア 鴻巣市在住の構成員が対象です。

イ 対象税目 : 市民税

ウ 市役所が申請日前3か月以内に発行した直近1事業年度分の市民税の納税証明書の写しを提出してください。

③ 市税の納税証明書については、鴻巣市役所総務部市民税課へ問い合わせてください。

※ 重要

・ **構成員のいずれかが未納の場合、申請は受理しません。**

(7) 「8 ISO認証取得登録証の写し」について

① 出資比率の最大の者若しくは出資比率が同率の場合はどちらか一方のものが、下記②～④に該当するISOの認証を取得している場合のみ、提出してください。

② 対象業務 : 建設工事

③ 対象規格

ア ISO9000シリーズ … ISO9001又はISO9002を対象とします。

イ ISO14000シリーズ … ISO14001を対象とします。

④ 審査登録機関の取扱い

(財)日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が発行した登録証とします。

(8) 「11 各構成員の元請工事实績表<様式第12号>」について

① 申請する業種における**各構成員単体**としての主な元請工事实績を各構成員につき**必ず2つ**記入してください。

その際、申請日現在で完成している工事のみ記入してください。

② 複数の業種を希望する場合には、**業種ごと**に作成してください。

③ 申請に当たっては、契約書、工事カルテ等、記入した工事の施工実績を証明する書類を**A4版**にコピーして提出してください。

(9) 「13 受注希望工事に関する添付書類」について

申請を希望する業種のうち、次に掲げる工事の受注を希望するときは、構成員いずれかの施工実績が必要ですので、**契約書、工事仕様書、竣工時に登録した工事カルテ等、施工実績を証明できる書類**を提出してください。(平成19・20年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格申請において、いずれかの構成員が単体での申請で認められた受注希望工事については、書類の提出は必要ありません。)

※ 重要

・ **施工実績が証明できない場合は、下記の工事については希望できません。**

業種	工 事 名
土木工事業	コンクリート構造物工事
	大口径管工事
	地すべり防止対策工事
	管渠推進工事
	トンネル工事
	ニューマチックケーソン工事

業種	工 事 名
土木工事業	シールド工事
	PC橋梁工事
	ダム工事
建築工事業	コンクリートプレハブ工事
とび・土工	場所打ちぐい工事
電気工事業	上下水道施設電気設備工事

(10) 「14 資格情報の写し(建設工事関係)」について

次の表の工事の受注を希望するときは、「資格情報」欄に記入した**資格情報(届出書等)**の写しを提出してください。

なお、資格取得者が複数いる場合は、1人分(主な方)の情報を記入し、その資格情報(届出書等)の写しを提出してください。

※ 重 要

- ・ **資格情報等の記入及び書類の提出がない場合、申請はできません。**

業種	工事分類名	資 格 情 報	登録機関名
電気工事業	総合電気設備工事	電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく電気工事業開始届の「届出受理通知書」の届出番号	都道府県知事 各経済産業局長 経済産業大臣
	発電変電設備工事		
	電気設備工事		
	信号設備工事		
管工事業	浄化槽工事	埼玉県知事に提出した「特例浄化槽工事業者届出」書の届出番号	埼玉県知事
電気通信工事業	有線電気通信工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証(アナログ第1種、アナログ第2種または総合種)」の資格者証番号	総務大臣
	データ通信設備工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証(デジタル第1種、デジタル第2種または総合種)」の 資格者証番号	
消防施設工事業	水消火設備工事	消防法に基づく甲種第1類消防設備士の免状の 交付番号	都道府県知事
	泡消火設備工事	消防法に基づく甲種第2類消防設備士の免状の 交付番号	
	不燃性ガス消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状の 交付番号	
	粉末消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状の 交付番号	都道府県知事

	火災報知設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状の 交付番号	
	避難設備工事	消防法に基づく甲種第5類消防設備士の免状の 交付番号	
	排煙設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状の 交付番号	

※ 電気工事業開始届の「届出受理通知書」についての問い合わせ先

- ・ 営業の範囲が県内
埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当 電話048-830-2978
- ・ 営業の範囲が都道府県をまたがり、かつ経済産業局の局内
経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課 電話048-600-0385
- ・ 営業の範囲が都道府県をまたがり、かつ経済産業局の管轄をまたぐ場合
経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課 電話03-3501-1511 (代表)

(11) 「18 申請地方公共団体報告書<別紙3>」について

同じ構成員及び出資比率である経常JVで、埼玉県と同時に、システムに参加自治体へ申請する場合は、市町や代表窓口自治体にも併せて○を記入してください。

※ 代表構成員、構成員の組み合わせ、出資比率が全て同じ場合です。

※ 重要

- ・ システムへ申請データを入力する際に、どの自治体へ申請しているか入力する項目があり、一度入力すると変更できませんので、必ず申請する自治体に“○”等の記号を記入してください。
- ・ 一度記入した自治体は後日変更することはできませんので、間違いのないよう御注意ください。

3 入札参加資格審査の申請書類のまとめ方

- 申請書類・提出書類は、A4Sフラットファイル(色指定無し)に下記の順により綴じこんで提出してください。
- 表紙・背表紙に会社名を明記してください。
- 下記申請チェック表に提出する書類をチェックしてください。
- 審査時間の短縮のためにも、御協力をお願いします。

【申請書類・添付書類】 1部提出

No.	添 付 書 類	申請者 確 認	市確認
1	申請書類チェック表(この書類)		
2	経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書 (様式第5号)		
3	競争入札参加資格審査申請書(基本共通情報) (様式第1号)		
4	競争入札参加資格審査申請書(基本個別情報) (様式第2号)		
5	建設工事請負共通情報 (JV-別紙1)		
6	建設工事請負個別情報 (様式第4号)		
7	経常建設共同企業体資格審査数値表 (様式第13号)		
8	経常建設共同企業体協定書(写し) (様式第14号)		
9	経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書 (様式第15号)		
10	委任状(経常建設共同企業体) (様式第10号)		
11	各構成員の経営事項審査結果通知書の写し		
12	各構成員の競争入札資格審査結果通知書写し		
13	法人税及び消費税の納税証明書 (その3の3・その3の2)		
14	法人市民税又は市民税の納税証明書 (市内に営業所のある方)		
15	ISO 認証取得登録証の写し		
16	障害者雇用状況報告書の写し		
17	障害者雇用の証明書 (別紙6)		
18	代理申請する場合の委任状		
19	各構成員の主な元請工事実績表 (様式第12号)		
20	建設業労働災害防止協会加入証明書 (写し可)		
21	受注希望工事に関する添付書類	契約書の写し	
		工事仕様書の写し	
		竣工時工事登録カルテ登録書	
22	資格情報の写し		
23	申請地方公共団体報告書 (別紙3)		

V 申請後の注意事項

1 インターネット環境の整備について

今後の入札参加資格申請（変更届・更新申請）や電子入札を行うには、システムを利用して行うため、パーソナルコンピュータなどの機器の整備など、インターネットができる環境が必要となります。

2 ユーザID及びパスワードについて

(1) ユーザID及びパスワードの配布

システムを利用するためには、「ユーザID及びパスワード」が必要になります。

このユーザID及びパスワードについては、情報をシステムに登録後、代表窓口自治体※1から配布しますので、紛失しないよう大事に保管してください。

ユーザID及びパスワードについては、平成19年6月下旬に申請者あてにお知らせします。

※1 代表窓口自治体：申請された共通情報をシステムに参加している自治体を代表して審査する自治体のことを指します。

埼玉県に申請する場合は、県が代表窓口自治体となり、県以外のシステムに参加している市町だけに登録を希望する場合は、下記のルールに従って、代表窓口自治体を選択してください。

<代表窓口自治体決定運用ルール>

※ 代表窓口自治体は、次のような運用ルールで決定します。

① 県に申請する場合 → 県が代表窓口自治体となります。

② 県に申請しない県内業者

ア 経常JVの代表構成員の所在地の市町がシステムに参加している場合

a) 経常JVの代表構成員の所在する市町に申請を行う場合

→ 経常JVの代表構成員の所在する市町が代表窓口自治体となります。

b) 経常JVの代表構成員の所在する市町に申請を行わない場合

→ 申請する市町の中から代表窓口自治体を選択してください。

* a)、b)とも県は代表窓口自治体にはなりません。

イ 経常JVの代表構成員の所在地の市町がシステムに参加していない場合

(例：経常JVの代表構成員の所在地が秩父市の場合)

→ 申請する市町の中から代表窓口自治体を選択してください。(県は代表窓口自治体にはなりません。)

(2) パスワードの変更について

配布するパスワードはシステムで変更することができますので、セキュリティ確保のためにも、定期的なパスワードの変更をお奨めします。

3 申請された情報の登録について

申請された業者情報は、**共通情報と個別情報※2**とに分類してシステムに登録し、管理します。

※2 共通情報と個別情報

情報区分	基本情報	詳細情報（申請希望する業務）
		建設工事
共通情報	会社名、代表者氏名、所在地等	建設業許可番号、建災防情報等
個別情報	納税の有無等	申請業種等

∴ 共通情報とは、会社名、代表者氏名や建設業許可番号等、どの自治体に申請しても内容の変わらない情報のことです。

∴ 個別情報とは、納税状況や申請業種等、申請する自治体によって内容が異なる情報のことです。

今後、変更申請等の申請については、前記2（1）のユーザID及びパスワードを使用して電子申請により申請していただくことになります。

4 参加資格の抹消について

経常JVとして入札参加資格者名簿に登載されたあとに、構成員が次に掲げる事項に該当することになった場合は、参加資格を抹消することになります。

(1) 経常JVの全抹消

- ① 構成員が、資格者名簿から抹消されたとき
- ② 構成員が、県外業者となったとき

(2) 経常JVの当該業種についての抹消

- ① 当該業種について、構成員が抹消されたとき
- ② 当該業種について、抹消を申し出たとき
- ③ 当該業種について、構成員の級別格付が同級又は一級差でなくなったとき。

5 名簿閲覧について

入札参加資格者の名簿については、平成19年7月以降に埼玉県電子入札共同システムから閲覧できます。

6 登録された情報の変更について

今回申請された情報のうち、下記の表の1～9までの事項に変更が生じた場合には、平成19年7月以降、システムを利用して電子申請による変更申請を行うとともに、必要書類を郵送していただくことになります。

また、10～11の事項について変更が生じた場合には、システムでの変更ができないので、平成19年7月以降、書面にて変更届及び必要書類を提出してください。

変更申請の該当事項		申請方法	提出書類
1	経常JVの名称	システム	協定書の写し
2	代表構成員の所在地（主たる営業所の所在地を含む。）、電話番号又はファクシミリ番号、電子メールアドレス（電子認証を取得した場合に限る。）	システム	商業登記簿謄本（登記簿記載事項に限る。写し可） 又は、建設業許可変更届の写し
3	代表構成員の代表者の役職又は氏名		
4	申請事務担当者の部課係名、氏名、電話番号又はファクシミリ番号、電子メールアドレス	システム	
5	行政書士の氏名、連絡先電話番号	システム	
6	各構成員の主たる営業所の所在地を含む。）、電話番号又はファクシミリ番号、電子メールアドレス（電子認証を取得した場合に限る。）	システム	商業登記簿謄本（登記簿記載事項に限る。写し可） 又は、建設業許可変更届の写し
7	各構成員の代表者の役職又は氏名		
8	各構成員の建設業許可番号	システム	許可通知書の写し
9	監理技術者数	システム	監理技術者資格証の写し
10	各構成員の建設業の許可区分	書面	許可通知書の写し
11	各構成員の許可もしくは登録の有無	書面	許可・登録通知書の写し、許可取り消し通知書の写し

※ 各構成員の登録情報が変更となる場合は、単体としての登録情報の変更申請を同時に行ってください。

埼玉県電子入札共同システム参加自治体一覧表

平成19年4月

市町名	所在地	担当課所名	TEL & FAX
埼玉県	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1	県土整備部建設業課 企画・審査・情報等担当	048(830)5183 048(830)4867
さいたま市	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4	財政局財政部契約課	048(829)1179 048(829)1969
川越市	〒350-8601 川越市元町1-3-1	総務部契約課	049(224)8811 049(223)1726
熊谷市	〒360-8601 熊谷市宮町2-47-1	契約室工事契約担当	048(524)1111 048(522)8085
川口市	〒332-8601 川口市青木2-1-1	理財部契約課	048(258)1110 048(258)6161
行田市	〒361-8601 行田市本丸2-5	総務部契約検査課	048(556)1111 048(554)0199
所沢市	〒359-8501 所沢市並木1-1-1	財務部契約課	04(2998)9058 04(2998)9056
東松山市	〒355-8601 東松山市松葉町1-1-58	財政契約課	0493(23)2221 0493(22)4031
春日部市	〒344-8577 春日部市中央6-2	総務部契約課	048(736)1111 048(734)2593
狭山市	〒350-1380 狭山市入間川1-23-5	総務部契約課	04(2953)1111 04(2955)0599
鴻巣市	〒365-8601 鴻巣市中央1-1	総務部財務課	048(541)9255 048(541)9256
草加市	〒340-8550 草加市高砂1-1-1	総務部契約課	048(922)1129 048(922)3091
越谷市	〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1	総務部契約課	048(963)9131 048(965)6433
蕨市	〒335-8501 蕨市中央5-14-15	総務部財政情報室	048(433)7706 048(432)7992
戸田市	〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1	総務部管財課	048(441)1800 048(432)8521
鳩ヶ谷市	〒334-8511 鳩ヶ谷市三ツ和1-14-3	総務部庶務課	048(280)1111 048(285)1105
朝霞市	〒351-8501 朝霞市本町1-1-1	企画財政部管財課	048(463)2488 048(467)0770
和光市	〒351-0192 和光市広沢1-5	総務部財政課	048(464)1111 048(464)1234

市町名	所在地	担当課所名	TEL&FAX
久喜市	〒346-8501 久喜市大字下早見85-3	企画財政部財政課	0480(22)1111 0480(22)3319
八潮市	〒340-8588 八潮市中央1-2-1	企画部財政課	048(996)2348 048(995)7367
富士見市	〒354-8511 富士見市鶴馬1800-1	総務部管財課	049(251)2711 049(251)2726
蓮田市	〒349-0193 蓮田市大字黒浜2799-1	改革推進室	048(768)3111 048(765)1700
坂戸市	〒350-0292 坂戸市千代田1-1-1	総務部管財課	049(283)1331 049(283)3903
幸手市	〒340-0192 幸手市東4-6-8	契約検査室	0480(43)1111 0480(43)7656
日高市	〒350-1292 日高市大字南平沢1020番地	総務部管財課	042(989)2111 042(985)4486
吉川市	〒342-8501 吉川市吉川2-1-1	総務部財政課管財係	048(982)5966 048(981)5392
騎西町	〒347-0192 北埼玉郡騎西町大字騎西36-1	総合政策課	0480(73)1111 0480(73)0153
宮代町	〒345-8504 南埼玉郡宮代町笠原1-4-1	総務政策課	0480(34)1111 0480(34)7820
鷺宮町	〒340-0295 北葛飾郡鷺宮町鷺宮6-1-1	総務課	0480(58)1111 0480(58)2020
杉戸町	〒345-8502 杉戸町清地2-9-29	財政課	0480(33)1111 0480(33)4550
松伏町	〒343-0192 北葛飾郡松伏町大字松伏2424	企画財政課	048(991)1818 048(991)7681